

# 阪神なんば線開業に伴う旅客運賃の設定について

## 1. 申請者等

### (1) 申請者

阪神電気鉄道株式会社 取締役社長 坂井信也

### (2) 会社所在地

大阪市福島区海老江1丁目1番24号

## 2. 申請の内容

### (1) 設定しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

阪神なんば線（西九条・近鉄難波間 営業km 3.8 km）

### (2) 設定しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法

阪神なんば線西九条・近鉄難波間内の区間を乗車する場合及び同区間と阪神の他の路線間との区間を乗車する場合に、**普通旅客運賃**及び**定期旅客運賃**に以下の額を加算する**加算運賃**を設定。

① 普通旅客運賃 90円（60円）

② 定期旅客運賃

・通勤旅客 3,240円（2,160円）

・通学旅客 1,350円（900円）

※ ただし、阪神としては、短距離区間の利用者の割高感の軽減や需要喚起を目的として、乗車区間が1区内（1～4 km）の場合には普通旅客運賃60円、通勤旅客運賃2,160円、通学定期旅客運賃900円を加算することとしている。

### (3) 申請年月日

平成20年8月1日

## 3. 実施予定年月日

平成21年3月20日

## 4. 申請理由

阪神電気鉄道株式会社（以下「阪神」という。）は平成21年3月中に阪神なんば線（西九条・近鉄難波間）の開業を予定しており、第三種鉄道事業者である西大阪高速鉄道株式会社に支払う線路使用料の負担、及び阪神なんば線開業にあわせて実施する近畿日本鉄道との相互直通運転のために阪神が行った既設線改良工事等の設備投資に係る新たな資本費の負担の増加が見込まれることから、この線路使用料や資本費の早期回収及び利用者間の負担の公平を図るため、阪神なんば線利用者に加算運賃を設定すべく申請に及んだものである。